



保険適用外の検査費など

不育症治療費を助成します

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3158 FAX229-5001 各総合支所市民福祉課(市民課)

不育症とは、妊娠はするけれど流産・死産などを繰り返して、子どもを持つことができないことをいいます。津市では不育症の治療を受ける人の経済的負担を軽減するために検査費や治療費の一部を助成しています。



助成の内容 1 治療期間に受けた保険適用外の検査費や治療費

※1 治療期間とは…その妊娠に係る不育症治療を開始した日から、出産(流産・死産などを含む)により不育症治療が終了するまでの期間。ただし、転院等の理由により医師が治療終了と判断した場合

は、医師の定めた治療終了日まで

助成金額 上限10万円(1年度に1回、通算して5回まで)

対象(次の全ての要件を満たす人)

- 法律上の夫婦および事実上の婚姻関係にある夫婦
- 夫婦の双方または一方が市内に居住している人
- 医療保険各法の被保険者または組合員、被扶養者

申請方法 申請書に必要書類を添えて、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へ提出
※郵送の場合は簡易書留で提出。必要書類など詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

申請期限 原則不育症治療が終了した日から60日以内(終了した日を1日目とする)



9月中に手続きを!

福祉医療費受給資格証の更新

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3158 FAX229-5001 各総合支所市民福祉課(市民課)

福祉医療費受給資格証の更新手続きが必要な人は、早めに手続きを行ってください。9月中に更新手続きを行わないと、受給資格を失って医療費の助成が受けられなくなります。

手続きが10月以降になった場合は、改めて受給資格申請手続きが必要になり、申請月初日の診療分からの助成になります。詳しくはお問い合わせください。

更新手続きが必要な人

- 精神障がい者医療費を受けている人
- 障がい者医療費・65歳以上障がい者医療費・一人親家庭等医療費・子ども医療費を受けている人のうち更新申請書が届いた人

※更新手続きが不要な人には、新しい受給資格証または受給資格喪失の案内を送付しています。



津市ホームページバナー広告募集中

問い合わせ 広報課 ☎229-3111 FAX229-3339

広告掲載料 1 枠当たり月額2万円(消費税・地方消費税を含む)

申し込み単位・応募枠 1 カ月単位で1 社(者)当たり1 枠

掲載期間 来年3月31日まで(1 カ月からの申し込み可)

申込期間 随時受け付け

掲載ページアクセス件数 月平均約23万件

※応募方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

